

# 事後調査計画書

平成 26 年 9 月 8 日

広島市長 殿

事業者

住 所 大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号

氏 名 西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 真鍋 精志

電話番号 082-263-4777 (担当 広島工事所)



広島市環境影響評価条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

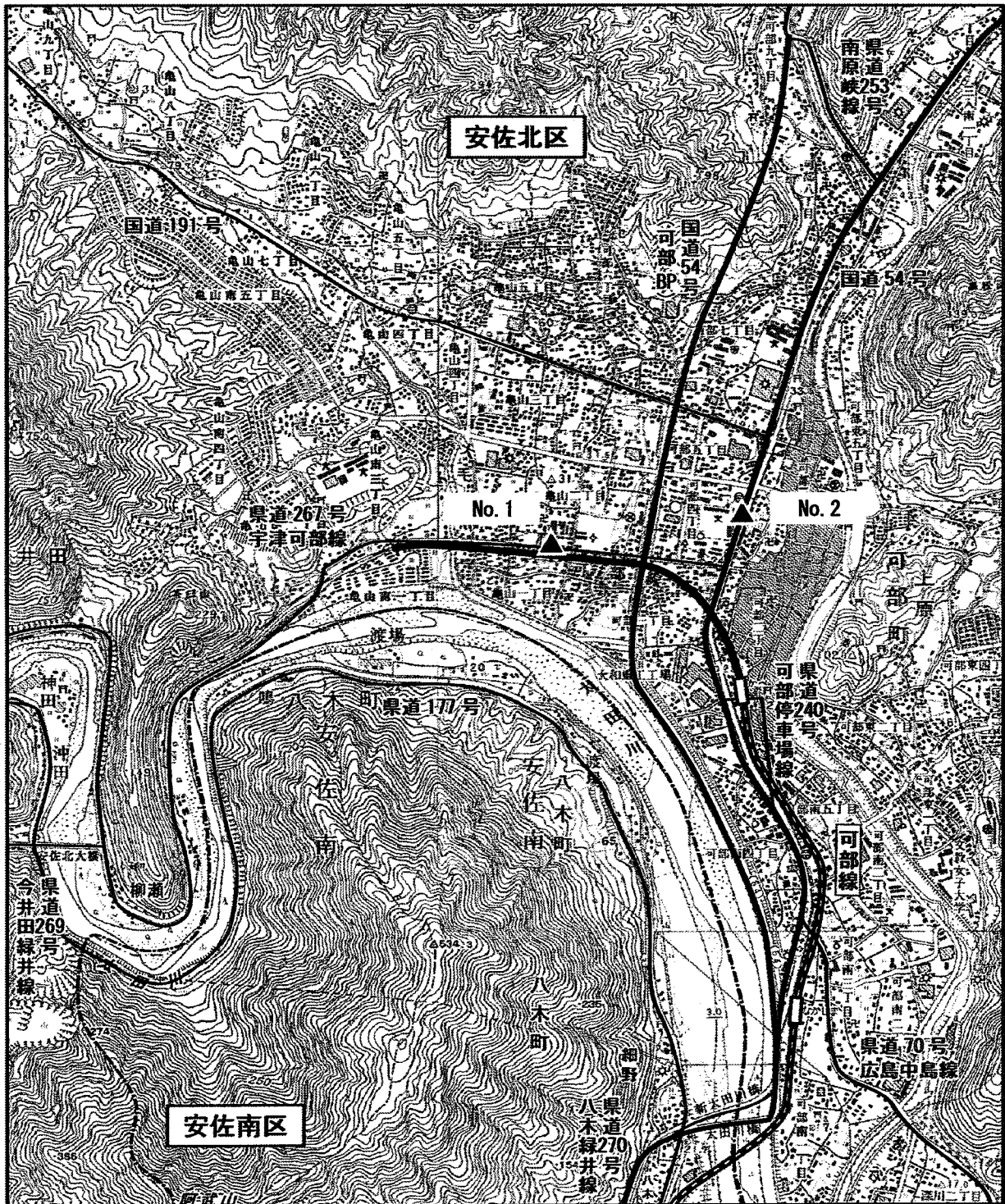
対象事業の名称	JR 可部線電化延伸事業
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
工事の着手又は完了の年月日	平成 26 年 9 月 2 日
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 26 年 9 月 ～ 平成 28 年 3 月 (予定) (工事用車両の運行台数が最大となる時期に 1 回、工事用車両が運行する時間帯 (7～19 時) に実施)
事後調査報告書の提出の時期	事後調査終了後 1 ヶ月以内に提出します。
その他	名 称 ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 代表者 代表取締役社長 赤星 輝明 所在地 大阪府大阪市淀川区西中島 5 丁目 4 番 20 号



## 工事の実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査時期・頻度	調査地点	調査方法
騒音	道路交通騒音	工事期間中 工事用車両の運行台数が最大となる時期に1回。 工事用車両が運行する時間帯(7~19時)に実施。	一般県道 267 号宇津可部線及び国道54号沿道の2箇所(図1参照)。	JIS Z 8731 に規定する方法。

注. 道路交通騒音の調査地点については、現地調査及び予測地点と同一地点とします。



凡例

- 事業計画地
- - 行政区域界
- ▲ 調査地点



1:25,000

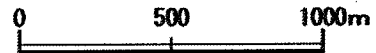


图1 道路交通騒音調査地点